

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	17	府 省 庁 名 経 済 産 業 省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鋳さいバラス製造業）		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鋳さいバラス製造業を営む者（中小事業者等に限る）の事業場内においてもっぱら鋳さいの破碎、鋳さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき 15,000 円（15 円／l）の課税免除。 ・ 特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を 3 年間延長する。		
関係条文	地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 9 項		
減収見込額	[初年度] — (▲59) [平年度] — (▲59) [改正増減収額] (単位：百万円)		
要望理由	（１）政策目的 ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉄鋼スラグ製品の供給体制の確保を通じた資源の有効利用等を促進する。 （２）施策の必要性 幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鋳さいを再生資源に利用できるよう加工する鋳さいバラス製造業は、その多くが中小事業者であり、我が国の基幹産業である鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鋳さいバラスは平成 12 年に制定されたグリーン購入法の公共工事における特定調達物品として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からリサイクル材としての役割はますます重要となってきた。 本制度により、基礎物資である鋼材の安定供給が図られる事業環境を整備し、鋳さいバラス製造事業者の経営の安定化を図るとともに、鉄鋼スラグ製品の供給体制の確保を通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2 排出削減に寄与するため。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展																															
	政策の達成目標	鉱さいバラス製造事業者の経営安定及び鉱さいのセメント材料などへの安定的なリサイクルによる資源の有効利用等を促進し、鉱さいバラスの供給体制の確保を実現する。																															
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）																															
	同上の期間中の達成目標	鉱さいバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、鉱さいの安定的な利用を通じた資源の有効利用を促進するため、鉱さいのリサイクル率を維持する。																															
	政策目標の達成状況	本措置により、鉱さいバラスの破碎・集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保が図られている。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源の有効利用促進に大きく貢献している。																															
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr><tr><td>適用事業者数</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>軽油使用量 (KL)</td><td>4,370</td><td>3,812</td><td>3,500</td><td>3,965</td><td>3,965</td><td>3,965</td><td>3,965</td></tr></table> 令和8年度以降は推計値（鉄鋼スラグ協会調べ）								年度 区分	令和5	6	7	8	9	10	11	適用事業者数	9	8	7	7	7	7	7	軽油使用量 (KL)	4,370	3,812	3,500	3,965	3,965	3,965	3,965
	年度 区分	令和5	6	7	8	9	10	11																									
適用事業者数	9	8	7	7	7	7	7																										
軽油使用量 (KL)	4,370	3,812	3,500	3,965	3,965	3,965	3,965																										
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本制度は、重機稼働に不可欠な軽油使用に着目し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減することが可能であり、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があることから、他の手段と比較しても有効性が高いと考えられる。																																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																															

		要望の措置の 妥当性	本制度では、重機稼働に不可欠な軽油使用に着目しており、鉱さいバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、安定的な鉱さいのリサイクルを通じて資源の有効利用等を促進し供給体制の確保に寄与するものであり、妥当性が認められる。				
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	年度 区分 令和5678					
		適用件数	9	8	7	7	
		減収額 (百万円)	140	122	112	59	
	令和8年度は推計値（鉄鋼スラグ協会調べ）						
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	（根拠条文：附12条の2の7① 軽油引取税の課税免除の特例措置） 税額 令和4年度 77,005,749 千円 令和5年度 76,683,722 千円 令和6年度 64,960,658 千円					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置は、重機稼働に不可欠な軽油使用に着目し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減することが可能であり、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があることから、他の手段と比較しても有効性が高いと考えられる。						
前回要望時の達成目標	我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鋼材の安定供給を確保する。本制度を通じて、企業の財務基盤の安定化に資する政策的支援を講じ、基礎物資である鋼材の安定供給が図られる事業環境を整備する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置により、鉱さいバラスの破碎・集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保が図られている。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、鋼材の生産工程で生成される鉱さいの約99%がリサイクルされており、資源の有効利用促進に大きく貢献している。						
これまでの要望経緯	・昭和39年度（創設） 課税免除対象用途は「鉱さいバラスの集積等のために使用する機械の動力源」 ・平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特区財源）から普通税に改められたことにより、用途制限が廃止。課税免除措置については3年（平成21年度～平成23年度末）存続。さらに、平成24年度、平成27年度、平成30年度税制改正において、それぞれ3年間延長。令和3年度税制改正において、適用対象を中小事業者等に限定した上、課税免除措置を3年間延長。さらに、令和6年度税制改正において課税免除措置を3年間延長。						

別紙：要望内容と自己点検の関係

措置名：軽油引取税の課税免除の特例措置（鉱さいバラス製造業）

○租特の総点検におけるアウトカムの達成状況は以下のとおり。

短期アウトカム：鉱さいバラスの生産に係る燃料コストの低減

指標：単位生産量あたりの削減効果

目標値：前年同水準の維持

対象期間：令和 6 年度

中期アウトカム：鉱さいバラスの供給体制の確保

指標：事業者数及び鉱さいの利用率

目標値：前年同水準の維持

対象期間：令和 4 年度～令和 6 年度

長期アウトカム：鉱さいバラスの供給体制の確保

指標：事業者数及び鉱さいの利用率

目標値：前年同水準の維持

対象期間：令和 3 年度～令和 6 年度

それぞれのアウトカムにおいて、概ね目標を達成していることから、本措置が事業者の経営の安定化に寄与し、国土強靱化等の観点から鉱さいバラスの安定的な供給体制の構築・維持に寄与していることを確認した。引き続き国土強靱化等の観点から、事業者の経営基盤を安定させ、引き続き製品等の安定的な供給体制の構築・維持を果たすために延長を要望するものである。